

I 平成22年度に使用する中学校用教科書について

1 採択基準

- (1) 採択は、「教科書目録」に登載されている教科書のうちから、種目ごとに1種を採択する。
- (2) 採択は、市町村の教育委員会又は国立及び私立の義務教育諸学校の校長の責任において行う。
- (3) 採択地区は、松江、出雲、浜田、益田及び隠岐の各採択地区とし、それぞれの採択地区内の市町村教育委員会は協議の上、種目ごとに同一の教科書を採択する。
- (4) 採択は、生徒の発達段階、地域性を踏まえ、県教育委員会が作成する「選定に必要な資料」を十分参考の上、厳正に行う。

2 採択に係る留意事項

- (1) 専門的な教科書研究の充実について
生徒の実態や地域の実態を踏まえ最も適した教科書を採択するために、各採択地区等においては、県教育委員会が示す「採択基準」、「選定に必要な資料」を基にして、教科書研究の充実に努める。
- (2) 適正かつ公正な採択の確保について
 - 教科書発行者等の過大な宣伝行為等外部からの影響に採択結果が左右されることのないよう、関係者の意識の啓発に努める。
 - 採択地区において種目ごとに同一の教科書を採択するための協議を行うにあたっては、各市町村教育委員会内部での十分な合議を踏まえる。
- (3) 開かれた採択の推進について
 - 各市町村教育委員会は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択地区協議会等の委員名、採択結果や採択理由など、教科書採択に係る情報について公開に努める。
 - 採択の過程そのものを開かれたものとし、幅広い視野から意見を聞く観点から採択地区協議会の組織の中に保護者を加える。

3 選定に必要な資料について（各科目共通）

県教育委員会は以下の観点に基づいて、選定に必要な資料を作成する。

- (1) 記述された内容、程度、分量が、生徒の発達段階に適合しているか。
- (2) 取り上げられた教材の選択や構成は、学習を効果的に進めるために適切なものになっているか。
- (3) 生徒が興味・関心をもって学習するとともに、感性を磨くように工夫されているか。
- (4) 各教科の特性が生かされ、地域の実態に適合しているか。

Ⅱ 平成22年度に使用する小・中学校特別支援学級用教科用図書について

小・中学校特別支援学級において、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する場合は、以下によるものとする。

1 採択基準

- (1) 採択は、「教科書目録」や「一般図書一覧」等に登載されている図書のうちから、種目ごとに1種を採択する。
- (2) 採択は、市町村の教育委員会又は国立及び私立の義務教育諸学校の校長の責任において行う。
- (3) 採択は、児童生徒の発達段階、障害の状況及び教育課程に適合したものであるかどうかや地域性を考慮し、県教育委員会が作成する「選定に必要な資料」を十分参考の上、厳正に行う。

2 採択に係る留意事項

- (1) 専門的な教科書研究の充実について
児童生徒の実態や地域の実態を踏まえ最も適した教科用図書を採択するために、各採択地区等においては、県教育委員会が示す「採択基準」、「選定に必要な資料」を基にして、教科書研究の充実に努める。
- (2) 適正かつ公正な採択の確保について
教科用図書発行者等の過大な宣伝行為等外部からの影響に採択結果が左右されることのないよう、関係者の意識の啓発に努める。

3 選定に必要な資料について

県教育委員会は以下の観点に基づいて、選定に必要な資料を作成する。

- (1) 記述された内容、程度、分量が、児童生徒の発達段階、障害の状況に適合しているか。
- (2) 取り上げられた教材の選択や構成は、学習を効果的に進めるために適切なものになっているか。
- (3) 生徒が興味・関心をもって学習するとともに、感性を磨くように工夫されているか。
- (4) 各教科の特性が生かされ、地域の実態に適合しているか。

Ⅲ 平成22年度に使用する特別支援学校小・中学部用教科用図書について

特別支援学校において、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択する場合は、以下によるものとする。

1 採択基準

- (1) 採択は、「教科書目録」や「一般図書一覧」等に登載されている図書のうちから、種目ごとに1種を採択する。
- (2) 採択は、県教育委員会の責任において行う。
- (3) 採択は、児童生徒の発達段階、障害の状況及び教育課程に適合したものであるかどうかや地域性を考慮し、「選定に必要な資料」を十分参考の上、厳正に行う。

2 採択に係る留意事項

- (1) 専門的な教科書研究の充実について
児童生徒の実態や地域の実態を踏まえ最も適した教科用図書を採択するために、「採択基準」を基にして、教科書研究の充実に努める。
- (2) 適正かつ公正な採択の確保について
教科用図書発行者等の過大な宣伝行為等外部からの影響に採択結果が左右されることのないように努める。

3 選定に必要な資料について

Ⅱの3に準じる。